

議案第66号 小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

軽自動車税種別割の納期を、現行の「4月11日から同月30日まで」から、「4月20日から5月31日まで」に改めるもの。

小松島市市税賦課徴収条例(昭和25年小松島市条例第133号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(種別割の賦課期日及び納期) 第83条 (略) 2 種別割の納期は、 <u>4月11日から同月30日まで</u> とする。	(種別割の賦課期日及び納期) 第83条 (略) 2 種別割の納期は、 <u>4月20日から5月31日まで</u> とする。	改正